（任意届出書の記載事項等に関する経過措置）

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードで番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされたもの（以下この項において「住民基本台帳カード」という。）が旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定により同法第二条第七項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間における改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の四第二項の規定の適用については、同項第一号中「次に掲げるいずれかの書類」とあるのは、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（平成二十八年総務省・財務省令第三号）附則第二項に規定する住民基本台帳カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの又は次に掲げるいずれかの書類」とする。

○総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省、農林水産省、経済産業省令第一号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令（平成二十三年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令（平成二十三年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第八十六号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○法務省令第十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣　岩城　光英

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

六　法務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第四条の見出し中「並びに施設設計調整官」を削り、同条第一項中「並びに施設設計調整官」及び「それぞれ」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○法務省令第二十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第七十条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣　岩城　光英

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「新潟地方法務局、静岡地方法務局」を「新潟地方法務局、長野地方法務局、静岡地方法務局」に、「及び熊本地方法務局」を「、岡山地方法務局、熊本地方法務局及び鹿児島地方法務局」に改める。

第四十二条の二中「新潟地方法務局」の下に「、長野地方法務局」を加え、「及び熊本地方法務局」を「、岡山地方法務局、熊本地方法務局及び鹿児島地方法務局」に改める。

第五十一条第一項中「八百十六人」を「八百十九人」に改める。

第五十二条第一項中「四百二十九人」を「四百八十人」に改める。

附則に次の一項を加える。

4　第五十二条第一項の表示登記専門官（前項に規定するものを除く。）のうち三十九人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○法務省令第二十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣　岩城　光英

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

府中刑務所　大阪刑務所	
札幌刑務所　名古屋刑務所　福岡刑務所　川越少年刑務所	

を

総務部　処遇部　教育部 医務部　分類審議室 国際対策室	
総務部　処遇部　教育部 医務部　分類審議室	

府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所	
札幌刑務所　福岡刑務所　川越少年刑務所	